

令和2年第11回弘前市教育委員会会議録

日時 令和2年7月8日(水)

午後3時

場所 岩木庁舎2階 会議室3

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告
報告第5号 臨時代理の報告について
(弘前市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則)
- 報告第6号 臨時代理の報告について
(弘前市教育委員会事務局組織の一部を改正する規則)
- 6 議案の審議
議案第18号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 吉田 健 委員、2番 柿崎 良樹 委員、3番 日景 弥生 委員、
4番 村谷 要 委員、5番 高木 恵美子 委員

◇欠席委員

なし

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、学校教育推進監兼教育センター所長 三上 文章、
教育総務課長 三上 善仁、学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 菅野 洋、
学校指導課長 横山 晴彦、生涯学習課長 柳田 尚美、
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 成田 正彦、文化財課長 小山内 一仁

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐兼総務係長 古川 学、
教育総務課総括主幹兼管理主事兼指導主事 船水 泰秀

午後3時 開会

- 教育長（吉田 健） 令和2年第11回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番柿崎 良樹委員と3番日景 弥生委員を指名いたします。会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、報告が2件と議案が1件となっております。議案第18号は、県費負担教職員の人事に関する事項であることから、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第18号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収しますので、持ち帰らないようお願いします。

・報告第5号

- 教育長（吉田 健） 報告第5号 臨時代理の報告 弘前市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いします。

- 教育総務課長（三上善仁） 報告第5号 臨時代理の報告についてご説明いたします。本報告は、令和2年4月1日付の組織改正に伴い、弘前文化センターが所管替えとなることから、弘前市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正することに急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

改正の内容についてですが、弘前文化センターの所管が市民生活部から観光部に移行することに伴い、補助執行事務の所管を改正するものであります。それでは新旧対照表によりご説明いたします。

弘前市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の第2条について、見出しを含み、「市民生活部長」を「観光部長」と改めるものです。附則についてですが、この規則は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 教育長（吉田 健） 報告第5号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第5号は承認されました。

・報告第6号

○教育長（吉田 健） 報告第6号 弘前市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（三上善仁） 報告第6号 臨時代理の報告についてご説明いたします。

本報告は、弘前市行政組織規則の例にならい、理事等の職務について整理を行うため、弘前市教育委員会事務局組織規則第19条の所要の改正について、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

改正の内容についてですが、令和2年4月1日付の人事異動に伴い、教育委員会に参事の役職の職員が配置されることから、組織規則を改正するものであります。それでは新旧対照表によりご説明いたします。

弘前市教育委員会事務局組織規則の第19条第1項の次に「2 理事又は参事は、上司の命令を受け、上司の指示する重要な事務を処理する。」を加えるものであります。

附則についてですが、この規則は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第6号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第6号は承認されました。

・議案第18号

○教育長（吉田 健） それでは、議案第18号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。

（傍聴者退席）

○教育長（吉田 健） 議案第18号の審議に入ります。関係者以外の退席をお願いいたします。当日配付の議案の配付をお願いします。

（関係者以外退出）

（議案配付）

○教育長（吉田 健） 議案第18号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和2年第11回弘前市教育委員会を閉会いたします。

午後3時14分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課長補佐兼総務係長 古川 学

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 柿 崎 良 樹

署名者 日 景 弥 生